

関係各位

大阪府共募※事務局情報※No.267(改訂版2)

(2024.11.26)

◆住民より問合せがあれば、下記をご案内ください。

「令和6年能登半島地震災害義援金（富山県被災者支援分）」

（富山県共募）の募集について

1 趣旨

1月1日に石川県能登地方を震源とする地震によって、富山県内でも震度5強を観測しました。この地震により多数の方が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、継続的に救助を必要としている状況から、1月1日に魚津市、入善町を除く県内9市3町1村において災害救助法が適用されました。

富山県共同募金会では、この地震によって被災された方々を支援することを目的に、義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

「令和6年能登半島地震災害義援金（富山県被災者支援分）」

3 受付期間

令和6年1月5日（金）から令和7年3月31日（月）まで

※詳細につきましては、別添募集要綱をご覧ください。

※地区募金会において義援金を受付けた場合の処理については2ページ目をご覧ください。

※地区募金会において義援金を受付けた場合の処理について

1. 領収書の発行について

- 但し書きに、「令和6年能登半島地震災害義援金（富山県被災者支援分）として（預り）」と記入し発行して下さい。
- 地区領収書の右肩、縦書きで記載されている条文は削除ください。
- 税制上の優遇措置をご希望の場合は、本会へ別紙「寄付者氏名・住所・金額・受付月日」をお知らせください。
本会から県共募へ名簿を送付し発行依頼を行います。

2. 各地区募金会から本会への送金口座（速やかに送金お願いします。）

・郵便振替

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00990-8-220	社会福祉法人大阪府共同募金会

※通信欄に「令和6年能登半島地震災害義援金（富山）」と記入ください。

・他行から振込む場合（本会へご連絡ください。）

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行 ○九九店	（当座）0000220	社会福祉法人大阪府共同募金会

※他行から振込む場合は、手数料がかかります。

3. 義援金の会計処理について

各地区募金会にて義援金を受領した場合、新会計システムでの処理が必要です。

サービス区分

「災害たすけあい義援金サービス区分」

収入科目

「他県受入災害義援金収入」

支出科目

「府共募への支出 災害たすけあい義援金送付金」

上記のサービス区分及び科目にて処理をお願いします。

※お願い※

地区募金会で受け入れた義援金は、必ず本会へ送金をお願いします。